

○帯広市駐車場条例

平成 8 年 9 月 30 日

条例第25号

改正 昭和49年条例第38号

平成 9 年 3 月 27 日 条例第 4 号

平成11年 3 月 29 日 条例第15号

平成12年 3 月 27 日 条例第27号

平成13年 3 月 27 日 条例第19号

平成13年10月 1 日 条例第37号

平成17年 9 月 26 日 条例第23号

平成18年 6 月 29 日 条例第24号

平成19年10月 1 日 条例第35号

平成20年 3 月 7 日 条例第 1 号

平成23年 9 月 29 日 条例第22号

平成25年 6 月 25 日 条例第25号

平成28年 9 月 30 日 条例第40号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、駐車場法（昭和32年法律第106号）及び道路法（昭和27年法律第180号）の規定に基づき、本市が設置する自動車駐車場（以下「駐車場」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 駐車場の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

(供用時間)

第 3 条 駐車場の供用時間は、別表第 2 のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたとき、又は第18条に規定する指定管理者が必要と認めた場合であってあらかじめ市長の承認を受けたときは、前項の時間を臨時に変更することができる。

(供用の休止)

第 4 条 駐車場の補修その他の理由により、市長が必要と認めたとき、又は第18条に規定する指定管理者が必要と認めた場合であってあらかじめ市長の承認を受けたときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(駐車できる自動車の規模)

第5条 駐車場に駐車できる自動車の規模は、別表第3のとおりとする。

(駐車料金)

第6条 駐車場に自動車を駐車する者(以下「利用者」という。)は、別表第4に定めるところにより、駐車料金(以下「料金」という。)を納付しなければならない。

(料金の徴収)

第7条 料金は、利用者が自動車を駐車場から出場させる時に徴収する。ただし、次条に規定する定期駐車券、回数駐車券及びカード式駐車券に係る料金は、当該定期駐車券、回数駐車券及びカード式駐車券の発行の時に徴収する。

2 前項本文の規定にかかわらず、駐車場の利用者が、市以外の者が発行する利用券(市長が認めたものに限る。以下「共通利用券」という。)を提出した場合は、共通利用券に表示された金額又は利用時間に相当する料金は、規則で定めるところにより、共通利用券を発行した者から徴収する。

3 共通利用券を発行しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(定期駐車券等の発行)

第8条 市長は、必要があると認めたときは、定期駐車券、回数駐車券及びカード式駐車券を発行することができる。

2 前項の定期駐車券の有効期限及び料金は、別表第5のとおりとする。

3 第1項の回数駐車券及びカード式駐車券の種類及び料金は、別表第5のとおりとする。

4 前2項に定めるもののほか、定期駐車券、回数駐車券又はカード式駐車券の発行及びその使用について必要な事項は、規則で定める。

(料金の減免)

第9条 市長は、特に必要があると認めたときは、料金を減免することができる。

(料金の不徴収)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車させるときは、料金を徴収しない。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 駐車場の付近において、国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他緊急を要する公務を行うため使用する自動車
- (3) 前各号のほか、市長が特に必要と認めた自動車

(料金の不還付)

第11条 既納の料金は、還付しない。ただし、定期駐車券、回数駐車券又はカード式駐車券に係る既納の料金については、市長が特別の理由があると認めたときは、その一部又は全部を還付することができる。

(割増金)

第12条 市長は、偽りその他不正の行為により料金の徴収を免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として徴収する。

(駐車の拒否)

第13条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車を拒否することができる。

- (1) 別表第3で定める自動車の規模を超えるとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
- (3) 駐車場の構造又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (4) 前各号のほか、駐車場の管理に支障があると認めるとき。

(禁止行為)

第14条 利用者は、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 駐車場の機能を低下させること。
- (2) 駐車場の施設を汚染し、又はき損すること。
- (3) 前各号のほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(損害賠償)

第15条 何人も駐車場の設備その他の物品を汚染し、き損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害の責任)

第16条 駐車場内における自動車の滅失、損傷等については、市は一切その責任を負わない。ただし、市が善良な管理者の注意を怠ったときは、この限りでない。

(過料)

第17条 第14条に規定する行為を行った者には、5万円以下の過料を科する。

(管理の代行)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に駐車場の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第19条 前条の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 施設の維持管理業務
- (2) 駐車場の供用に係る業務
- (3) その他前2号を遂行するために必要な業務

(利用料金)

第20条 第18条の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせるときは、当該指定管理者に駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させるものとする。この場合において、第6条、第8条及び第12条の規定にかかわらず、利用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

- 2 利用料金の額は、第6条及び第8条の規定による料金並びに第12条の規定による割増金の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 3 利用料金は、利用者が自動車を駐車場から出場させるときに収受する。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
- 4 指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減免し、又は徴収しないことができる。
- 5 指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(委任規定)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年11月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の帯広市交通センター条例の規定に基づき発行された定期駐車券は、この条例による改正後の帯広市駐車場条例の規定に基づき発行された定期駐車券とみなす。

(定期駐車の有効期限及び料金の特例)

- 3 帯広市帯広中央駐車場の定期駐車券のうち、平成29年3月1日に既に同駐車場の定期駐車券の発行を受けている者に対して同日以後に引き続き発行するものは、第8条第2項の規定にかかわらず、有効期限は同年3月31日までの任意の日とし、料金は同項の料金を日

割により算定した額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附 則（平成9年3月27日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正前の帯広市産業技術センター条例、帯広市八千代公共育成牧場条例、帯広市畜産研修センター条例、帯広市岩内自然の村条例、帯広市空港管理条例、帯広市総合福祉センター条例、森の交流館・十勝条例、帯広市健康増進センター条例、普通河川及びその堤防敷地に関する料金徴収条例、帯広市都市公園条例、帯広百年記念館条例、帯広市民文化ホール条例、帯広市定住交流センター条例、帯広市生涯学習センター条例及び帯広市体育施設条例の規定により既に使用の許可を受けている者の使用並びに改正前の帯広市駐車場条例の規定により既に購入している定期駐車券の使用については、なお従前の例による。
- 3 施行日から平成9年5月31日までに行われるメーター点検に係る水道料金については、改正後の帯広市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例第31条第3項及び第4項の規定は、施行日以後に申込みが行われる給水装置の新設又は改造工事（以下「工事」という。）に係る負担金について適用し、施行日前に工事の申込みをした者が、施行日以後に設計変更によりメーターの口径を増す場合の負担金については、設計変更後のメーターの口径に対応する改正後の条例の規定により算定した負担金の額の範囲内で管理者が別に定める。
- 5 施行日から平成9年5月31日までに行われるメーター点検及び認定に係る下水道使用料については、改正後の帯広市下水道条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月29日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第2 帯広市帯広中央駐車場の項、帯広市帯広中央第2駐車場の項及び帯広市帯広駅南駐車場の項の改正規定及び同表備考の改正規定は、平成11年4月1日から施行する。

（平成11年規則第50号で、平成11年12月6日から施行）

（経過措置）

- 2 改正前の帯広市駐車場条例の規定により発行された定期駐車券は、改正後の帯広市駐車場条例の規定により発行された定期駐車券とみなす。

附 則（平成12年 3 月27日 条例第27号）

この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成13年 3 月27日 条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年 4 月10日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の帯広市駐車場条例の規定により発行された定期駐車券は、改正後の帯広市駐車場条例（以下「新条例」という。）の規定により発行された定期駐車券とみなす。
- 3 新条例の規定は、この条例の施行の日以後に自動車を駐車場から出場させるときに徴収する料金について適用する。

附 則（平成13年10月 1 日 条例第37号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年11月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の帯広市駐車場条例の規定は、この条例の施行の日以後に自動車を駐車場から出場させるときに徴収する料金について適用する。

附 則（平成17年 9 月26日 条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して 1 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成17年規則第58号で、平成17年10月 1 日から施行）

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の帯広市駐車場条例第15条の規定に基づき管理を委託している自動車駐車場については、平成18年 3 月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成18年 6 月29日 条例第24号）

この条例は、平成18年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年10月 1 日 条例第35号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後、最初に、自動車の出し入れので

きる時間の始期が到来するものから適用する。

附 則（平成20年 3 月 7 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年 9 月 29 日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の帯広市駐車場条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成25年 6 月 25 日条例第25号）

この条例は、平成25年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 9 月 30 日条例第40号）

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則に 1 項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

名称	位置
帯広市帯広駅南駐車場	帯広市西3条南13丁目
帯広市帯広駅北地下駐車場	帯広市西2条南12丁目

別表第 2（第 3 条関係）

駐車場名	供用時間
帯広市帯広駅南駐車場	午前零時から午後12時まで
帯広市帯広駅北地下駐車場	午前零時から午後12時まで。ただし、自動車の出し入れのできる時間は、午前6時から翌日午前零時30分までとする。

別表第 3（第 5 条関係）

駐車場名	駐車できる自動車の規模	
帯広市帯広駅南駐車場	(1) 全長	5.6メートル以下
	(2) 全幅	2.0メートル以下
	(3) 全高	2.1メートル以下
帯広市帯広駅北地下駐車場	(1) 全長	5.6メートル以下

	(2) 全幅	2.0メートル以下
	(3) 全高	2.3メートル以下

別表第4（第6条関係）

駐車場名	駐車料金		備考
	単位	金額	
帯広市帯広駅北地下駐車場	30分までごとに	100円	1 最初の30分までは
	別表第2で定める自動車の出し入れのできる時間外の駐車1回ごとに	500円	2 無料とする。 24時間までごとに 上限額を1,200円とする。
帯広市帯広駅南駐車場	30分までごとに	100円	最初の30分までは 無料とする。

別表第5（第8条関係）

種類		料金	内容	利用可能駐車場名
定期駐車券		10,000円	1か月	帯広市帯広駅北地下駐車場
回数駐車券 (1組につき)	100冊未満の購入の場合	1,000円	1,200円分 (100円券12枚で1組)	全駐車場
	100冊以上500冊未満の一括購入の場合	800円		
	500冊以上の一括購入の場合	600円		
カード式駐車券		1,000円	1,200円分	全駐車場
		3,000円	3,600円分	